

## 違法な迷惑メールで出会い系サイトの利用を勧誘した 事業者2社に特定商取引法による初めての行政処分

### 【概要】

経済産業省は、10月7日付けで、特定商取引法に違反して、電子メールにより携帯電話に一方的に商業広告（いわゆる迷惑メール）を送りつけていた株式会社リメイン（東京・杉並区）及び有限会社アクセス・コントロール（東京・中野区）に対し、それぞれ違反行為の是正を指示する行政処分を行いました。

1．両社は、それぞれ、いわゆる出会い系サイトをインターネット上に開設し、その利用を勧誘するため、電子メールを不特定多数の消費者の携帯電話宛てに一方的に送信。電子メール上及びリンク先のサイト上での広告表示が、迷惑メール等を規制する特定商取引法に違反していたもの。

2．特定商取引法は、一方的な商業広告の送りつけであると消費者が一見して分かるよう、事業者の送信する電子メールの件名欄に「未承諾広告」との表示を義務付けているところ。

これに対し、両社は、メール上で、「未承諾広告」との表示を行わなかったり、携帯電話各社のフィルタリング機能（注）を免れるため、「未承諾広告」、「\_\_未詳諾広告」、「未\_\_承\_\_諾\_\_広\_\_告\_\_」など不適切に表示。

（注）「未承諾広告」との表示がある電子メールの受信を拒否する機能

3．また、両社は、メール本文中で事業者名を表示しなかったり、受信拒否を受け付けるための事業者のメールアドレスの不表示等により、消費者が受信拒否の連絡をできないようにしていた。

### 【本件に関する問い合わせ先】

経済産業省消費者相談室	電話03-3501-4657
北海道経済産業局消費者相談室	電話011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	電話022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	電話048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	電話052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	電話06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	電話082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	電話087-861-3237
九州経済産業局消費者相談室	電話092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	電話098-862-4373

# 株式会社リメイン及び有限会社アクセス・コントロールに対する 行政処分の概要

## 1. 事業者の概要

事業者名	(株)リメイン	(有)アクセス・コントロール
代表者名	代表取締役 小暮 裕明	代表取締役 西塚 充
所在地 (登記簿上)	東京都杉並区阿佐谷南 3-41-1	東京都中野区中野 5-32-4

## 2. 取引の概要

- (1) 通信販売事業者である(株)リメイン及び(有)アクセス・コントロールは、それぞれ、3つの出会い系サイト(下表のURLを参照)を運営しており、同サイトへのアクセスを誘うため、不特定多数の消費者の携帯電話宛てに一方向的に電子メールを送信していた(株)リメインは、本年6月以降は同送信を(有)アクセス・コントロールに委託)。

### ア. 株式会社リメイン

サイト名	「ば写っc h a o」	「大奥」 (あうん)(注)	「オレンジ」 (ファンメリー) (注)
URL	<a href="http://www.luna2.jp">http://www.luna2.jp</a>	<a href="http://m-poke.com">http://m-poke.com</a>	<a href="http://www.fun-m.jp">http://www.fun-m.jp</a>

(注)途中でサイト名を( )内の名称から「 」内の名称へ変更

### イ. 有限会社アクセス・コントロール

サイト名	「かまって欲しいの」 (パンドラ)(注)	「エンジェルラブ」 (妻っぷ、くじら) (注)	「花びら」 (Hey! Hey! Hey!!!) (注)
URL	<a href="http://www.j-goma.com">http://www.j-goma.com</a>	<a href="http://www.aegu.jp">http://www.aegu.jp</a>	<a href="http://www.hey-3.tv">http://www.hey-3.tv</a>

(注)同上

- (2) 両社は、新宿区内の同一場所に営業活動拠点を設置して、上記のサイトを運営。

### 3. 違反事実

両社は、遅くとも平成14年10月ころから平成15年7月ころまでの間、上記のように、それぞれ3つの出会い系サイトを開設するとともに、その利用について勧誘するため、不特定多数の消費者に一方的に電子メールを送信しているところ、当該広告において、特定商取引法（以下「法」という。）において義務づけられている次の表示事項に係る欠落や不適切な表示による法違反が認められた。

#### (1) 株式会社リメイン

##### ア 電子メール上の表示事項

「未承諾広告」（法第11条第1項第5号、法施行規則（以下「規則」という。）第8条第1項第9号）

「未承諾広告」の不表示のほか、「未承諾広告」、「\_\_未詳諾広告」、「未承諾広告」といった不適切な表示をしている場合あり。

（注） 法は、消費者が一方的な電子メールの送りつけであると一見して分かるよう、事業者の送信する電子メールの件名欄に「未承諾広告」との表示を義務付けているところ。

受信拒否を消費者から受けるための電子メールアドレス（法第11条第2項、規則規則第10条の4第2号）

電子メールアドレスの不表示のほか、メールアドレスの一部を小文字から大文字へ改ざん（@ @（半角文字で表記すべきところを全角文字で表記）。全角文字の@にすると、メールアドレスとはならず通知できない。）等により、消費者が受信拒否の連絡をできないようにしている場合あり。

（注） 法は、消費者が電子メールの受け取りを希望しない旨を事業者に連絡するための方法として、事業者の送信するメール本文に事業者名及び受信拒否を受けるための電子メールアドレスの表示を義務づけているところ。

事業者名（法第11条第2項、規則第10条の4第1号）

事業者名の不表示のほか、異なる事業者名を表示している場合あり。

（注） 上記の（注）参照。

この他、メール本文の最前部に「事業者」と表示すべきところ、これを表示しなかったり、受信拒否を受け付ける旨を表示していない場合あり。

（法第11条第2項、規則第10条の4）

##### イ 電子メール本文及びサイト上における表示事項

事業者の住所及び電話番号（法第11条第1項第5号、規則第8条第1項第

1号)

事業者の代表者又は業務責任者の氏名(法第11条第1項第5号、規則第8条第1項第2号)

事業者の電子メールアドレス(法第11条第1項第5号、規則第8条第1項第8号)

## (2) 有限会社アクセス・コントロール

### ア 電子メール上の表示事項(違反法条は(1)と同じ)

「未承諾広告」

「未承諾広告」の不表示のほか、「未承諾広告」、「未承諾広告」といった不適切な表示をしている場合あり。

(注) 法は、消費者が一方的な電子メールの送りつけであるとして分かるよう、事業者の送信する電子メールの件名欄に「未承諾広告」との表示を義務付けているところ。

### 受信拒否を消費者から受けるための電子メールアドレス

電子メールアドレスの不表示のほか、メールアドレスの一部を小文字から大文字へ改ざん(@ @ (半角文字で表記すべきところを全角文字で表記)。全角文字の@にすると、メールアドレスとはならず通知できない。)等により、消費者が受信拒否の連絡をできないようにしている場合あり。

(注) 法は、消費者が電子メールの受け取りを希望しない旨を事業者に連絡するための方法として、事業者の送信するメール本文に事業者名及び受信拒否を受けるための電子メールアドレスの表示を義務づけているところ。

### 事業者名

事業者名の不表示のほか、異なる事業者名を表示している場合あり。

(注) 上記の(注)参照。

この他、メール本文の最前部に「事業者」と表示すべきところ、これを表示しなかったり、受信拒否を受け付ける旨を表示していない場合あり。

(法第11条第2項、規則第10条の4)

### イ 電子メール本文及びサイト上における表示欠落事項(違反法条は(1)と同じ)

事業者の住所及び電話番号

事業者の代表者又は業務責任者の氏名

事業者の電子メールアドレス

#### 4 . 指示の内容

上記3 .( 1 ) 及び( 2 ) の違反事実を認定し、特定商取引法第11条第1項及び第2項で定める表示事項を適正に表示すべき旨を指示。